

母子家庭等医療費受給者証の発送と更新手続きについて

保険年金課 ☎ 66-1102

7月末時点で母子家庭等医療費受給者の方に対して、8月～10月有効の受給者証を7月末に発送します。

11月以降の更新には、受給者証に同封する更新申請書の8月中の提出が必須です。

保険証などに変更がない場合に限り、子育て支援課での児童扶養手当現況届手続き時に、更新申請書の提出が可能です。

子どもの人権相談

市民課 ☎ 66-1110

いじめ・虐待など、子どもの人権に関わる悩み・心配などの相談に応じます。相談内容は秘密厳守です。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

とき 8月29日 8時～9月4日 19時
10時～17時
10時～17時

相談専用電話

子どもの人権 110番
(☎ 0120-007-110)

問合先 名古屋法務局人権擁護部
(☎ 052-952-8111
(内線 1483))



スタインウェイを弾こう！

市民会館 ☎ 67-5151
生涯学習課

とき 8月19日 9時～29日 17時

ところ 市民会館大ホール

参加費 500円 (1人1時間)

対象 市内在住・在学の小学生以上の方

申し込み 8月2日 19時～電話で市民会館へ。



愛知県在宅重度障害者手当等の所得状況届などを提出してください

福祉課 ☎ 66-1106

現在、愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当を受給されている方は、引き続き対象となるかを確認するため、所得状況届などを提出する必要があります。受給者宛てに郵送された所得状況届などと通知に記載の持ち物を持って、福祉課に提出してください。

提出期間 8月1日 8時～30日 15時

児童扶養手当などの現況届を提出してください

子育て支援課 ☎ 66-1108

児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当・特別児童扶養手当の受給資格者の方は、引き続き対象となるかを確認するため、現況届を提出してください。

平成30年分の所得について申告していない方は、至急、申告してください。現在は所得超過で申請していない方も、前年中の所得によっては受給対象となる場合があります。該当すると思われる方はお問い合わせください。

提出期間

●児童扶養手当・県遺児手当・市遺児手当
8月1日 8時～30日 15時

●特別児童扶養手当
8月9日 15時～9月11日 19時

提出先 子育て支援課

※届出通知書は、本人宛に郵送します。

※児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書が届いた方は、併せて提出してください。

※8月19日 9時～午後3時30分にハローワーク蒲郡による母子家庭等出張相談を行います。



愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当などのお知らせ

福祉課 ☎ 66-1106

愛知県在宅重度障害者手当

対象 在宅であり、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1・2級の方
- ・療育手帳A判定の方
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳B判定を併せてもつ方

※平成20年4月1日以降、身体障害者手帳や療育手帳を新たに単独で取得された65歳以上の方は対象外

手当月額

- ・1種 15,500円
- ・2種 6,750円

※1種とは、IQ35以下で、身体障害者手帳1・2級の方。そのほかの方は2種。

支給月 4・8・12月

特別障害者手当

対象 20歳以上で、常時介護を必要とし次に該当する在宅の方

- ・身体障害者手帳1・2級程度の障害が2つ以上ある方
- ・IQ35以下で身体障害者手帳1・2級程度の障害がある方
- ・身体障害者手帳1・2級程度の肢体不自由の方 など

※認定には診断書による審査があります。

手当月額 27,200円 (障害の程度に応じて加算あり)

支給月 2・5・8・11月

障害児福祉手当

対象 20歳未満で、常時介護を必要とし、次に該当する在宅の方

- ・身体障害者手帳1・2級程度の障害のある方
- ・IQ20以下の方 など

※認定には診断書による審査があります。

手当月額 14,790円 (障害の程度に応じて加算あり)

支給月 2・5・8・11月

【共通事項】

- ・所得制限により支給停止となる場合があります。
- ・施設入所などをした場合は資格喪失になります。